

担当者	大津市消費生活センター		担当	吉田(消費生活センター)	
連絡先	528-2662(消費生活c)		内線	18320(消費生活c)	
総合計画	基本方針	基本政策	施策	取組の方向性	主な取組
位置付け	3	9	27	3	3

令和5年10月18日

高等学校において弁護士講座を開催します

～若者をターゲットとする副業サイトや闇バイトなどの消費者トラブルについて(消費者教育講座)～

在学中に「成人18歳」になる高校生が、SNSやスマートフォンの利用をきっかけとする、若者をターゲットにした副業サイトや儲け話(闇バイト)などのトラブルに巻き込まれないための注意点や実例などについて、弁護士から学びます。

記

- 1 講座内容
 - ・弁護士による講義「成年年齢18歳引下げと若者の消費者トラブル」等
 - ・教員による啓発劇「闇バイトにひっかかる若者」等
- 2 実施校 全日制7校、定時制1校 全8校
(12月迄に実施する5校は表のとおり。膳所高校、東大津高校、北大津高校は後日公表)
- 3 講師 滋賀弁護士会に所属する弁護士

4 令和5年実施スケジュール(予定)

	日程	高校名	学年	生徒数
1	10月26日(木) 10:05~10:55	瀬田工業高等学校	1~3年生	500名
2	11月1日(水) 15:30~16:15	堅田高等学校	2年生	220名
3	12月13日(水) 11:10~12:00	大津高等学校	1年生	320名
4	12月18日(月) 11:50~12:40	大津商業高等学校	2~3年生	520名
5	12月18日(月) 18:00~18:50	瀬田工業高等学校 (定時制)	1~4年生	55名

- 5 その他 取材につきましては各高校及び県教育委員会に承諾を得ております。